

2021年10月 日

各市町村長 様  
各市町村議会議員 様

(陳情団体) 愛知自治体キャラバン実行委員会  
代表者 森谷 光夫  
名古屋市熱田区沢下町9-7  
労働会館東館3階301号

### 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書

#### 【趣旨】

新型コロナウイルスによる未曾有のパンデミックの中で、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が発令され、国民は感染への不安、経済的困窮、行動の制約と自粛を求められ、不自由な日々を過ごしています。

相談支援活動は全国各地で、愛知でも行われました。生活困窮の広がりや医療体制の崩壊など、国民生活が窮地に陥っている事例が多数可視化され、緊急の対応が求められました。

パンデミックは、新自由主義の下で、格差と貧困の拡大、医療や社会保障制度の弱体化、脆弱化の実態を鮮明にしました。世界的に社会の在り方が問い直されており、日本でもコロナ後の社会について、自己責任を押し付ける社会ではなく、地域でつながって住み続けられる社会づくりへの模索がすすめられています。コロナ危機に対応する国の財源を大企業や富裕層に応分の負担を求める動きが各国で広がりつつあります。

政府は、消費税を財源にする病床削減推進法、高齢者の医療費窓口負担2倍化法の強行成立等、医療をはじめとした社会保障抑制策を財界・大企業の欲求そのままの暴走を加速してきました。国民のいのちと暮らし最優先へ政治の転換が求められています。

42年間のキャラバン要請行動の中で、住民の暮らしを守り改善する要求を掲げ、地域住民の命と暮らしを守る自治体として役割発揮をお願いし、自治体での具体化と国への要望提出等ご協力をいただきました。ひきつづき住民の命と暮らしを守るため、以下の要望事項について、実現いただきますよう要請します。

#### 【陳情項目】 —★印が懇談の重点項目です—

#### 【1】県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。

##### 長寿介護課

#### 1、安心できる介護保障について

##### ★(1)介護保険料・利用料など

- ①第9期介護保険事業計画を待たずに、介護保険料を引き下げてください。また、保険料段階を多段階に設定し、低所得段階の倍率を低く抑え、応能負担を強めてください。とりわけ、第1段階・第2段階は免除してください。

#### 【回答】

第8期介護保険事業計画においては、第7期まで第11段階であった保険料段階を第13段階まで増やしています。また、第1段階・第2段階・第3段階は公費により保険料の軽減を行っています。

②新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した世帯の保険料減免制度を、傷病を限定しない恒常的な制度としてください。

**【回答】**

**傷病を限定しない介護保険料減免制度については、岩倉市介護保険料の減免に関する規則により、長期療養を要する者及び所得の減少する者について定めています。**

③介護保険料の減免制度を実施・拡充してください。

**【回答】**

**現在も介護保険料の減免は実施していますが、今後他市町村の状況も参考に研究してまいります。**

④介護利用料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。

**【回答】**

**現在も介護利用料の低所得者への軽減は社会福祉法人等による利用者負担の軽減や、特定入所者介護サービス費の支給等で実施していますが、今後他市町村の状況も参考に研究してまいります。また、高額介護サービス費や高額医療・介護合算サービス費の支給によって、月額または年額で一定以上の負担を超えた利用者には負担の軽減を行っています。**

⑤施設入所時の食費、居住費の自治体独自の補助制度を創設してください。

**【回答】**

**施設入所時の食費、居住費の補助については、介護保険負担限度額認定制度を実施していますが、自治体独自の補助制度については、研究していきます。**

## ★(2)介護保険サービス

①訪問介護「生活援助」の回数制限はしないでください。

**【回答】**

**厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護(生活援助中心型)をケアプラン(居宅サービス計画)に位置づける場合は、該当するケアプランを市町村に届け出る必要があります。**

**これは回数制限をすることを目的としたものではなく、よりよいケアのあり方を検討するためのものです。**

②総合事業の現行相当サービスが必要な人には継続した利用ができるようにしてください。サービス利用者の「状態像」の一方的な押しつけや、期間を区切った打ち切りはしないでください。

**【回答】**

**サービス利用者の「状態像」の一方的な押しつけや、期間を区切った打ち切りは行っておらず、地域包括支援センターにおいて適切なサービス利用がされていると考えています。**

③自治体の一般財源を投入して、サービスの提供に必要な総合事業費の確保に努めてください。

**【回答】**

今後もサービス提供に必要な総合事業費の確保に努めていきます。

- ④多くの高齢者が参加できるように、自治体の責任で介護予防事業を充実・拡充してください。

**【回答】**

多世代交流センターさくらの家やふれあいセンター・総合体育文化センターなどで介護予防教室やスクエアステップの講座を開催、また、シルバーリハビリ体操の指導士の養成講座や体操教室を充実させ、拡充を進めています。

**(3)基盤整備**

- ★①特別養護老人ホームや小規模多機能施設等、福祉系サービスを大幅に増やし、待機者を早急に解消してください。

**【回答】**

施設整備については、その必要性を把握することに努め、適切に対応していきます。

- ②特別養護老人ホームに要介護1・2の方が入所できる「特例入所」について、広報を積極的に行い、入所希望者に対して適用してください。

**【回答】**

特例入所については、施設において入所者の選考に係る委員会を設置し、適切に適用していると考えています。

**(4)高齢者福祉施策の充実**

- ①サロン、認知症カフェなど高齢者のたまり場事業への助成を実施・拡充してください。

**【回答】**

当市では現在、高齢者交流サロンへの補助金（立ち上げ支援10万円、活動費の補助を年額3万円）実施しています。今後も生活支援コーディネーターと連携し地域のニーズを聞き取りながらサロン活動を支援していきます。

- ②住宅改修、福祉用具購入、高額介護サービス費の受領委任払い制度を実施してください。

**【回答】**

住宅改修、福祉用具購入は受領委任制度を実施しています。なお、受領委任払い取扱事業者の登録をしている事業所に限ります。

- ★③中等度からの加齢性難聴者を対象とする補聴器購入助成制度を実施してください。

**【回答】**

軽度、中等度の難聴高齢者に対する補聴器の購入費用に対する助成につきましては、全国的に見ましても助成を行っている市町村は限られている状況です。補聴器購入助成については、今後の課題として捉えていますので引き続き情報収集に努めていきます。

## ★(5)介護人材確保

①介護職員の処遇改善のための自治体独自の施策を、利用者負担を増やさない形で実施してください。

### 【回答】

**介護職員の処遇改善については、介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算の取得を促すことに努めています。**

②利用者にとって危険であり、労働者も休憩が取れず労基法違反の状態である1人夜勤を放置せず、必ず複数配置できるよう国に要望し、自治体でも財政支援を行ってください。8時間以上の長時間労働を是正してください。

### 【回答】

**一人夜勤及び長時間労働については、現状把握に努めます。**

## ★(6)障害者控除の認定

①介護保険のすべての要介護認定者を障害者控除の対象としてください。

### 【回答】

**障害者控除の認定は、要支援2以上の人を対象としています。要支援1への拡大については、他の自治体の動向など情報収集に努めていきます。**

②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を自動的に個別送付してください。

### 【回答】

**要支援2から要介護5の対象者へ「障害者控除対象者認定書」を自動的に個別送付しています。**

## 市民窓口課

### 2. 国保の改善について

★①保険料(税)の引き上げを行わず、払える保険料(税)に引き下げてください。そのために、一般会計からの法定外繰入額を増やしてください。

### 【回答】

**平成30年度からの制度改革により、保険税を引き下げのための繰入れは、計画的に解消・削減していくことが国の方針として示されていることから、保険税を引き下げのための繰入れは考えていません。**

★②保険料(税)の減免制度を実施・拡充してください。

### 【回答】

**所得減少や災害、長期療養等の理由による減免を実施しています。令和2年度までは前年度の総所得金額が300万円以下の世帯を対象としていましたが、令和3年度からは対象世帯を400万円以下に拡充しました。**

★③18歳までの子どもは、子育て支援の観点から均等割の対象とせず、当面、一般会計による減免制度を実施してください。

**【回答】**

令和4年度から未就学児に係る均等割額について、5割を公費により軽減することになります。さらなる拡大については、機会を捉えて、国、県に要望してまいります。

- ★④新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した世帯の保険料減免制度を、傷病を限定しない恒常的な制度としてください。所得ゼロまたはマイナスの世帯も減免対象としてください。コロナ特例減免の適用要件について、前年収入をコロナ以前の2019年または、2020年より3割以上減少した場合としてください。

**【回答】**

新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少の保険料減免制度については、国からの財政支援に基づいた特例的な措置であること、また収入減少を理由とした減免についてはすでに整備されていることから、恒常的な制度とすることは考えていません。

- ★⑤新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金の対象に事業主を加えてください。また、新型コロナウイルス感染症以外の傷病についても、傷病手当金の対象としてください。

**【回答】**

新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金の支給範囲については、国の財政支援基準に基づいて決定しています。また、傷病手当金は任意給付であり、行うかどうかは保険者判断にゆだねられていますが、保険財政に余裕がある市町村が行うことが望ましいとされているため、財政支援の範囲を超える独自の拡大については、考えていません。

- ★⑥資格証明書の発行は止めてください。保険料(税)を継続して分納している世帯には正規の保険証を交付してください。また、医療を受ける必要が生じ、短期保険証に切り替える際には、医師の診断書など条件をつけることなく交付してください。

**【回答】**

納付計画を守り、継続して分納している世帯には、被保険者証を交付していません。また、医療を受ける必要が生じ、かつ医療機関に対する支払いが困難であると認められる場合には、医師の診断書を求めず本人の申し出により、短期被保険者証を交付しています。

- ★⑦保険料(税)を払えきれない加入者の生活実態把握に努め、むやみに短期保険証の発行や差押えなどの制裁行政は行わないでください。滞納者への差押えについては法令を遵守し、滞納処分によって生活困窮に陥ることがないようにしてください。また、給与などの差押禁止額以上は差押えないでください。

**【回答】**

短期保険証を交付する場合は、一律的な取扱いとはせず、対象となる被保険者と接触する機会を持つよう努めており、生活実態を把握したうえで判断するようにしています。滞納者への差押えについては法令を遵守し、差押え禁止財産に対する差押えは実施していません。



⑧一部負担金の減免制度については、活用できる基準にしてください。また、制度について行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど周知してください。

**【回答】**

**国の基準に沿った実施をしており、窓口チラシ、ホームページで周知を行っています。**

⑨70歳未満を含む74歳までの高額療養費の支給申請手続を簡素化し、申請は初回のみとしてください。

**【回答】**

**世帯主及び被保険者の全員が70歳以上の世帯については、平成30年4月から、申請は初回のみとし、2回目からは申請手続を簡素化しています。(70歳未満については、高額療養費の支給頻度が低く、登録された口座情報が実態に合わない状況となることがあるため。)**

**税務課**

**3. 税の徴収、滞納問題への対応など**

税の滞納解決は、児童手当を差押えた鳥取県の処分を違法とした広島高裁判決を踏まえ差押禁止財産の差押えは行わないでください。実情をよくつかみ、相談に対応するとともに、地方税法第15条(納税緩和措置)①納税の猶予、②換価の猶予、③滞納処分の停止の適用をはじめ、分納・減免などで対応してください。

**【回答】**

**当市では、従来から差押禁止財産に対する差し押えは実施していません。また滞納整理にあたっては、自主納付により完納に至ることができるよう相談に応じています。相談する中で減免制度等の基準に該当にする方につきましては、各種制度について案内し、納付方法の相談にも応じています。**

**福祉課**

**4. 生活保護について**

★①新型コロナ禍における生活保護受給手続きについて、申請書を誰もが見えるところに置き手続きしやすくし、申請は、速やかに受理し基本的な生活を確保してください。他自治体への行政たらいまわしは行わないでください。

**【回答】**

**相談者の状況を把握し、適切かつ迅速な保護の実施に努めています。相談者の意に反して他の自治体への移動を勧めないなど適切に対応をしています。**

②生活保護の相談・申請にあたっては、憲法第25条および生活保護法第1条・第2条に基づいて行い、相談者・申請者を追い返すような違法な「水際作戦」を行わないでください。

## 【回答】

憲法第 25 条及び生活保護法（以下「法」という。）を順守し、生活保護が必要な方には必要な手順を踏み適正に生活保護を開始し、生活を援護しています。

また、法第 2 条には「この法律の定める要件を満たす限りこの法律による保護を無差別平等に受けることができる。」と規定しており、本市においても保護請求権を保障しています。申請時には、法第 27 条の 2 の規定に基づき必要な助言などを行います。また、県の指導により適切に行っています。

★③扶養義務者への扶養照会をしないでください。

## 【回答】

生活保護法第 4 条第 2 項において、扶養義務の履行を期待できる扶養義務者のあるときは、「その扶養を保護に優先して行われる」ものと定められており、扶養を受けることができる範囲において、保護より優先されることとされています。申請者との面談を通じて、扶養の期待が明らかにできない場合など、扶養の履行が期待できない者には調査を行わないなど適切に運用しています。

④住居のない人に対して、居宅保護原則を実現していくために、施設収容ではなく、居宅支援を充実させてください。また、生活保護施設などの「個室化」を実現してください。

## 【回答】

生活保護の受給者が県の許可を受けた施設に入所した場合、ケースワーカーは定期的に施設に訪問するなど、受給者の自立助長に向けた支援を施設と連携をして行っています。

★⑤ケースワーカーなど専門職を含む正規職員を増やし、担当者の研修を充実してください。また、「ケースワーカーの外部委託化」は行わないでください。

## 【回答】

ケースワーカーなど専門職を含む正規職員については、適正な配置に努めています。

研修については、職員の資質向上のため「生活保護尾北ブロック研究会」に参加するなど、その充実に努めています。

★⑥エアコンを全ての生活保護世帯に設置してください。また、設置しても電気代がかかるために使用を制限してしまうことのないよう夏期手当を出してください。

## 【回答】

平成 30 年 7 月 1 日を施行日として、一時扶助における家具什器費の見直しが行われ、冷房器具の購入に必要な費用の支給が認められていることから、対象者には適切に案内を行い、対応をしています。

## 市民窓口課

### 5. 福祉医療制度について

★①福祉医療制度(子ども・障害者・ひとり親家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。

**【回答】**

県の補助制度を基本とし、市全体の施策の公平性、優先度等を考慮し、他市町村の状況も踏まえて実施していきたいと考えています。

- ★②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで実施してください。また、入院時食事療養の標準負担額も助成対象としてください。

**【回答】**

子ども医療費助成は、拡大について現在検討中です。食事療養費の助成は、県内の状況も踏まえ、現段階で予定はありません。

- ★③精神障害者医療費助成の対象を、一般の病気にも広げてください。また、手帳1・2級を所持していない自立支援医療(精神通院)対象者を精神障害者医療費助成の対象としてください。

**【回答】**

精神障害者保健福祉手帳1、2級の所持者に対し、一般診療について助成対象としています。また、自立支援医療(精神通院)対象者についても、精神通院分を助成対象としています。

- ④後期高齢者福祉医療費給付制度の対象を拡大し、住民税非課税世帯は窓口負担を無料としてください。

**【回答】**

長寿介護課のひとり暮らし老人の認定を受けた市民税非課税世帯に属す税法上の被扶養者になっていない人を対象として、自己負担の全額助成を市単独事業で実施しています。

- ⑤妊産婦医療費助成制度を創設・拡充してください。

**【回答】**

福祉医療制度については、県の補助制度を基本としており、新たに制度を創設することについては、現在のところ考えていません。

## 6. 子育て支援について

### (1)子どもの貧困対策計画の策定・推進

#### **子育て支援課**

- ①「子どもの貧困化対策大綱」に基づき、「子どもの貧困対策支援計画(子ども子育て支援総合計画によるものを含む)」を策定してください。コロナ危機下での「格差と貧困」の拡大の進行の状況を踏まえ、必要な調査や見直しを行ってください。

**【回答】**

当市においては、現在子どもの貧困対策支援計画を策定していませんが、令和元年11月29日に閣議決定された「子供の貧困対策に関する大綱」の基本的方針として、地方公共団体による取組の充実が挙げられていますので、今後当市においても計画策定に向けた検討を行っていきます。



## 子育て支援課

- ②ひとり親世帯等に対する自立支援計画を策定し、自立支援(教育・高等教育職業訓練)給付金事業、日常生活支援事業等を実施・拡充してください。

### 【回答】

自立支援計画については、子ども・子育て支援事業計画の中に位置づけ、母子・父子自立支援員を2人配置してひとり親世帯等に対する支援を行っています。自立支援給付金事業、日常生活支援事業についてもすでに実施しています。

## 福祉課

- ③教育・学習支援への取り組みを行うとともに、NPO やボランティアなどによる児童・生徒の「居場所づくり」や「無料塾」、「こども食堂」のとりくみを支援してください。

### 【回答】

学習支援の取組は平成27年度から始めており、学習の「場」だけでなく子どもの「居場所」となることも目的としています。「こども食堂」については、市内でも開設されています。今後は、「こども食堂」と地域の関りを含め研究をしていきたいと思っております。

## 学校教育課

### (2)就学援助制度の拡充

- ①就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯としてください。

### 【回答】

平成30年度に、これまで生活保護基準額の1.1倍であった基準を、1.2倍へ拡大しており、現時点ではこのままの基準で運用することを考えています。受給割合は、約13%と県内自治体に比べて高く、第3子以降の学校給食費無償化など、就学援助以外の支援も行っています。

- ②年度途中でも申請できることを周知徹底し、支給内容を拡充してください。

### 【回答】

年度途中でも申請できることを含め、制度の周知については、年2回の広報紙への掲載、年度当初の全児童生徒への案内ちらしの配布、2月に開催する入学説明会においての案内チラシの配布のほか、ホームページへの掲載や市内小中学校を通じて、周知啓発に努めています。

## ★(3)子どもの給食費の無償化

### 学校教育課

- ①小中学校の給食費を無償にしてください。当面、事情により支払いができない場合の「減額」や「多子世帯に対する支援」などを行ってください。

**【回答】**

学校給食費の無償化については、多額の財政負担を伴うことから、現時点においては考えていません。

なお、本市では少子化対策及び子育て支援を目的として、義務教育期間にある児童生徒を3人以上養育している世帯の保護者に対して、第3子以降の児童等の学校給食費の無償化を行っています。

**子育て支援課**

②就学前教育・保育施設等の給食費を無償にしてください。少なくとも、国による免除対象範囲を上回る減免・補助制度を実施・拡充してください。

**【回答】**

国は、令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化の実施の際に、食材料費については保護者に負担いただくという考え方を維持することとしました。本市としてもこの国の考え方に従い、保護者にご負担いただくこととしています。また、国の基準と同様の減免措置や補足給付事業を行っています。

ただし、公立保育園においては、副食材料費が実費としては1食当たり月額5,300円であるところを国がモデルとした4,500円に据え置き保護者負担の軽減を図っています。

**子育て支援課**

**(4) 保育施策の抜本的拡充**

★①公立施設の統廃合や民間移管をしないでください。

**【回答】**

公立施設の統廃合を伴う更新は、本市が平成30年度に策定した公共施設再配置計画に沿って進めていきます。

★②認可保育所の整備・増設を行ってください。認可外保育施設等の認可化をすすめてください。少なくとも、指導監督基準を下回る認可外保育施設等に対し、ただちに指導監督基準へ引上げるための具体的な施策を実施してください。

**【回答】**

認可保育所については、子ども・子育て支援事業計画に沿って、保育のニーズ量を適切に見込みながら、サービスの確保方を検討していきます。

認可外保育施設については、高い質の保育が提供されるよう指導監督を行っていきます。

③企業主導型保育事業による保育施設への立入りや面談を実施するなど市町村独自で実態を把握してください。

**【回答】**

現在、市内には企業主導型保育所はありません。

認可外保育施設の設置について県から権限移譲を受けているため、企業主導型保育事業を開始する際に事業者は市へ認可外保育施設としての届出をすることとなり、また、年に1度の実地監査を行うこととなっているため、実態を把握することができます。

④保育士配置と保育室の面積にかかる基準を、公私間の格差なく、自治体独自に上乘せ・拡充し、ゆとりある保育を実現してください。

**【回答】**

**認可保育所の施設の基準については、県の条例に従っています。  
保育士の配置基準については、公立私立ともに国基準より手厚くしています。**

⑤職員の処遇について、公私間格差を是正してください。

**【回答】**

**施設型給付費等における処遇改善加算の実施や、市単独での補助事業の実施により是正を図っています。**

**福祉課**

**7. 障害者・児施策について**

★①障害者が24時間365日、地域で安心して生活できる「暮らしの場」として、入所支援施設、行動障害や重度心身障害対応のグループホーム、休日にも対応できる通所施設、短期入所施設、居宅介護、相談支援などを併設する小規模多機能施設を設置してください。

**【回答】**

**障がい者が、地域で安心して生活できるよう社会資源を整備することは、重要なことと考えます。地域生活への移行を進めるため、適宜、事業所へ情報提供を行い施設整備に向け支援に努めています。**

②在宅の生活を送る障害者の居宅介護や重度訪問介護の支給時間は、必要とする時間を支給してください。

**【回答】**

**個別の事情を勘案したうえで、必要と考えられる時間の支給決定を判断しています。**

③移動支援(地域生活支援事業)を、通園・通学・通所・通勤に利用できるようにするとともに、入所施設の入所者も支給対象にしてください。

**【回答】**

**原則として通学かつ長期の利用はできませんが、通学・通所・通勤の経路習得等訓練のための一時的な利用や介護者の急病などの際には限定的に利用できます。入所施設の利用者も原則的には、認めていませんが、一時帰宅が必要だと判断された場合など個別の事情を勘案したうえで、認めている場合もあります。**

④居宅介護(ホームヘルプ)利用者の入院時および入院中のヘルパー利用を支援区分にかかわらず認めてください。

**【回答】**

**入院中のヘルパー派遣については原則認めていませんが、外泊中や一時帰宅時など、やむを得ない場合については、個別に検討して判断しています。**

⑤障害者・児の利用料を原則無償とし、「応能負担」となるよう国に働きかけるとともに、自治体としても補助をしてください。また給食費など、福祉として必要なことも無償になるようにしてください。

**【回答】**

**国の制度の中で対応します。**

- ★⑥40歳以上の特定疾患・65歳以上障害者について、一律に「介護保険利用を優先」せず、要介護認定の申請がないことを理由に障害福祉サービスを打ち切らないでください。そして、本人意向にもとづき障害福祉サービスが利用できるようにしてください。また、障害福祉サービスを利用する人が、要介護認定で非該当になった場合、障害福祉サービスの支給時間を削減しないでください。

**【回答】**

**介護保険の対象となる方には、制度を説明した上で利用申請をするようお願いしています。障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第7条に基づき、原則介護保険法による介護給付を優先としますが、一律に介護保険を優先的に利用するものとはしていません。ケアプランに基づき不足分を障がい福祉サービスを支給することや、また介護保険にはない障がい者福祉独自のサービスの利用を希望する場合や、障がいの特性により介護保険施設の利用ができない場合など、個人の状況を勘案して障がい福祉サービスの継続利用を認めるなどの対応を行っています。**

- ⑦障害者が生活するグループホーム等の夜間体制は、必ず職員を複数配置にするよう基準を定め、報酬単価のさらなる改善を、国に要望し、自治体でも補助してください。

**【回答】**

**夜勤職員体制の充実を図ることは、重要なことと考えます。国への要望等については、今後の動向を注視しながら適切に対処していきます。**

- ⑧安定的な経営・人材確保・支援の質が担保されるよう、障害福祉の基本報酬を、日割単価制度を廃止し、月額単価制度になるよう国に要請し、自治体でも補助してください。

**【回答】**

**障がい者支援、福祉サービスの社会的理解を図ることは、重要なことと考えます。国への要望等については、今後の動向を見ながら検討していきます。**

**報酬制度に伴う国への要望等については、今後の動向を注視しながら適切に対処していきます。また、報酬単価に関する独自の補助は予定していません。**

- ⑨地域生活支援事業の報酬単価を引き上げてください。

**【回答】**

**報酬単価については、適正な単価であることが重要なことと考えます。近隣市町との意見交換や国の制度を含めた今後の動向を注視しながら適切に対処していきます。**

**健康課**

**8. 予防接種について**

- ★①流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)ワクチン、子どもや障害者のインフルエンザワクチン、帯状疱疹ワクチン、定期接種から漏れた人に対する麻しん(はしか)の任意予防接種に助成制度を設けてください。また、おたふくかぜワクチンは2回の助成を行ってください。

**【回答】**

任意予防接種の公費負担については、近隣市町の状況を見ながら今後の課題とさせていただきます。

- ②高齢者用肺炎球菌ワクチン(定期接種)の一部負担を引き下げてください。市町村が実施する任意予防接種事業を再開・継続してください。また2回目の接種を任意予防接種事業の対象としてください。

**【回答】**

高齢者肺炎球菌ワクチンの定期接種は、接種費用のうち 2,500 円を自己負担していただいています。市民税非課税世帯等の人については、全額市が助成し、無料で接種しています。

高齢者肺炎球菌ワクチンは、予防接種法に基づいて実施する定期接種で、1回の接種と定められていますので、現在のところ2回目を任意で接種される方の助成まではしていません。

今後、他市町の状況も参考にして研究してまいります。

高齢者用肺炎球菌ワクチンの任意予防接種については、引き続き今年度も実施しており、自己負担額につきましては、平成 30 年度までは 5,220 円でしたが、令和元年度からは 3,500 円に引き下げました。

**健康課**

**9. 健診・検診について**

- ★①産婦健診の助成対象回数を2回に拡充してください。

**【回答】**

産婦健診は1回分を公費で負担しています。

より安心して産褥期を過ごすことができるよう、また支援が必要な産婦に早期に支援を行うために、産婦健診の回数の拡充を検討していきます。

- ②妊産婦歯科健診への助成を妊婦・産婦共に実施してください。

**【回答】**

妊産婦歯科健診として、妊娠中または産後1年までの間に受診できる歯科健診1回分を公費で負担しています。

- ③保健所や保健センターの保健師等スタッフを増員してください。歯科衛生士を常勤で複数配置してください。

**【回答】**

保健センター（健康課）の保健師については、令和4年度に増員を予定しています。

歯科衛生士については、常勤で1名配置されています。また、必要に応じて、常勤以外に複数の歯科衛生士を配置し事業を実施しています。

現在のところ、歯科衛生士を常勤で複数配置することは考えていません。



**【2】国および愛知県に以下の趣旨の意見書を提出してください。**

**1. 国に対する意見書**

**市民窓口課**

- ① 75歳以上の医療費患者負担2割引き上げをはじめ、これ以上の患者窓口負担増の計画を中止してください。

**【回答】**

**令和4年度後半に2割引き上げ実施の予定とされていますが、今後も国の動向を見守りたいと考えています。**

**市民窓口課**

- ② 国民健康保険の国庫負担を抜本的に引き上げ、払える保険料(税)にするために、十分な保険者支援を行ってください。病気や出産のときに安心して休めるよう傷病手当、出産手当を創設してください。

**【回答】**

**機会を捉えて要望したいと考えています。**

**市民窓口課**

- ③ マクロ経済スライドを廃止してください。また、年金支給開始年齢を引き上げないでください。全額国庫負担による最低保障年金制度を早急に実現してください。年金は毎月支給にしてください。

**【回答】**

**意見書・要望書を提出することは考えていません。**

**長寿介護課**

- ④ 介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。さらなる軽度者外しはやめてください。介護労働者の安定雇用のために処遇を改善してください。夜勤は「複数体制」を基本に人員配置基準を見直し、財政支援を強めてください。

**【回答】**

**国庫負担については増額を望んでいますので、国に対しては機会があれば要望していきます。軽度者については、サービスの低下にならないように努めていきたいと考えます。**

**安定雇用のための処遇改善には、市独自では困難な部分もありますので、国による適正な介護報酬設定や雇用主による取組が必要であると考えています。**

**また、夜勤を含めた人員配置基準については、国の基準は適正なものと考えています。**

**市民窓口課**

- ⑤ 18歳年度末までの医療費無料制度を創設してください。

**【回答】**

**機会をとらえ、要望したいと考えています。**

## 福祉課

- ⑥障害者・児が24時間365日、地域で安心して生活できる「くらしの場」が選択できるよう、グループホームや入所機能を備えた地域生活拠点を国の責任で整備してください。福祉人材の人手不足を解消するために報酬単価を大幅に引き上げてください。特にグループホームの一人夜勤が解消できる基準にしてください。

### 【回答】

障がい者が、地域で安心して生活できるよう社会資源を整備することは、重要なことと考えます。地域生活支援拠点に関しましては、社会資源の拡充に向け市内の事業所に働きかけを行いながら進めています。報酬単価を引き上げについての国への要望等については、今後の動向を注視しながら適切に対処していきます。

## 福祉課・長寿介護課・健康課・子育て支援課

- ⑦新型コロナウイルス感染症にかかわる医療・介護・福祉・保育等への支援を強化してください。

### 【回答】

機会を捉え、要望したいと考えています。

## 2. 愛知県に対する意見書

### 市民窓口課

#### (1)福祉医療制度について

- ①子どもの医療費助成制度を18歳年度末まで実施してください。

### 【回答】

機会を捉え、要望したいと考えています。

- ②精神障害者医療費助成の対象を、一般の病気にも広げてください。また、手帳1・2級を所持しない自立支援医療(精神通院)対象者を精神障害者医療費助成の対象としてください。

### 【回答】

機会を捉え、要望したいと考えています。

当市においては、精神障害者保健福祉手帳1、2級所持者を対象として自己負担の全額助成、自立支援医療(精神通院)対象者については精神通院分の自己負担の全額助成を市単独事業で実施しています。

- ③後期高齢者福祉医療費給付制度の対象を拡大してください。

### 【回答】

機会を捉え、要望したいと考えています。

当市においては、ひとり暮らし老人の認定を受けた市民税非課税世帯に属す税法上の被扶養者になっていない人を対象として、自己負担の全額助成を市単独事業で実施しています。

## 市民窓口課

(2)国民健康保険への愛知県独自の支援を行ってください。

### 【回答】

意見書・要望書を提出することは考えていません。

(3)新型コロナウイルス感染症拡大に伴う支援について

## 健康課

- ①新型コロナウイルス感染症患者を受け入れているか否かを問わず、全ての医療機関に減収補填策を講じ、国に要望してください。患者・利用者の負担なく診療報酬の大幅な引き上げを国に要望してください。

### 【回答】

新型コロナウイルス感染症患者にかかわる支援等は国や県が中心となり進めています。他市町の状況も把握して研究してまいります。

## 秘書企画課

- ①職員に対して、定期的なPCR検査を公費負担で実施してください。

### 【回答】

意見書・要望書を提出することは考えていません。

## 健康課

- ①医師・看護師等の確保、危険手当等を支援してください。

### 【回答】

機会を捉え、要望したいと考えています。

## 福祉課・長寿介護課

- ②すべての介護事業所や社会福祉施設が、事業を継続し雇用を確保するために減収分を補填してください。感染予防等に係る費用の増大分への補助金が利用しやすいよう支援してください。

### 【回答】

福祉課：新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、事業収入が減少した障がい福祉事業所もあるかとは思いますが、収入減少に対する補填をすることは難しいと考えます。しかし、地域の障がい者を支える障がい福祉事業所を支えることは重要なことであると考えていますので、できるかぎりの支援や協力を行ってまいります。

長寿介護課：新型コロナウイルス感染症拡大に伴う支援については、感染症防止対策としての施設改修に補助金を交付できるよう要綱等の整備を行っています。今後も国の支援、県の支援の情報を把握し、市独自の支援が可能か研究していきたいと考えます。

## 健康課

- ③地域医療構想に基づいた安易な病床削減は行わず、地域に必要な病床数を確保してください。感染症病床を増床し確保してください。

**【回答】**

地域に必要な病床数の確保は必要ですので、県の動向を見守りたいと考えています。